

## made in ゆがわら認定基準

### (総則)

第1条 湯河原町を訪れた観光客等へのおもてなし並びに、商工振興及び農業振興のために地域資源を生かして作られた産品等を made in ゆがわらとして認定するに当たり、認定基準を定める。

### (認定審査)

第2条 認定審査は、made in ゆがわら認定審査委員会（以下「委員会」という。）により審査する。

2 委員会の設置については、別に定める。

### (申請要件)

第3条 made in ゆがわらとして申請できる産品は、食品衛生法、JAS法等の関係法令及び基準を満たしたもので、生産体制が確立され、継続的に生産及び販売が可能であるものであり、次の各号のいずれかに該当し、かつ、別表第1に示す個々の分類ごとの認定基準を概ね満たすものでなければならない。

- (1) 湯河原町内で収穫された産品又は湯河原町内で収穫された原材料を主に使用しているもの。
- (2) 湯河原町内で販売又は加工されているもの。
- (3) 古くからの湯河原町の人々の技術が施されているもの。また、湯河原町内で10年以上営業している事業者が生産しているもの。
- (4) 湯河原町の地域活性化に意欲を持つ事業者が生産しているもの。また、湯河原町民が勧めるもの。
- (5) ネーミング及びパッケージのデザイン性に魅力のあるもの。また、類似品があっても、品質、味等の特性において独自性や新規性があるもの。

### 附 則

- 1 この基準は、平成29年10月11日から施行する。

### 附 則

- 1 この改正は、令和4年10月26日から施行する。

### 附 則

- 1 この改正は、令和6年2月8日から施行する。

別表第1（第3条関係）  
分類表

大分類	中分類	小分類	認定基準
I 食品	A 農産物	(1) 穀物類（米、麦等） (2) 野菜類 (3) 果実類 (4) その他農産物	①湯河原町内で収穫された産品であること。 ②品質が安定し、販売数量が確保されていること。 ③町民をはじめ、観光客等からの支持が得られるものであること。 ④販路拡大を図ろうとするのに相応しいもの、又はすでに販売実績があること。
	B 菓子類	(1) 和菓子（まんじゅう、団子等） (2) 焼き菓子（クッキー・マドレーヌ等） (3) 生菓子（ケーキ・プリン等） (4) その他菓子類	①商品名又は企画、原材料に湯河原町を表現する要素を備えていること。 ②品質が安定し、販売数量が確保されていること。又は、常時店舗で飲食できるもの。 ③町民をはじめ、観光客等からの支持が得られるものであること。 ④販路拡大を図ろうとするのに相応しいもの、又はすでに販売実績があること。
	C 酒類	(1) 清酒 (2) 焼酎 (3) ワイン (4) ビール (5) その他酒類	
	D 飲料	(1) 果実飲料 (2) 乳飲料 (3) 清涼飲料 (4) 飲料水 (5) その他飲料	
	E 調理加工食品（店等で調理し飲食するためまたはテイクアウトするために提供するもの）	(1) 麺類（ラーメン・うどん・蕎麦等） (2) 汁物類 (3) ソフトクリーム (4) 搾りたて (5) 焼き団子 (6) その他調理加工食品	

大分類	中分類	小分類	認定基準
I 食品	F 加工食品	(1) 調味料（味噌、醤油、食酢等） (2) 惣菜類（豆腐、漬物、煮物等） (3) 野菜類（缶詰・乾燥野菜等） (4) 果実類（缶詰・ジャム・マーマレード等） (5) 弁当類（お弁当・サンドイッチ等） (6) 麺・パン類（ラーメン・うどん・各種パン等） (7) 食用油脂（オリーブオイル、ごま油等） (8) 魚介類（干物、しらす干し、塩辛、燻製品等） (9) その他加工食品	①湯河原町内で収穫された原料を主に使用していること。 ②商品名又は企画、原材料に湯河原町を表現する要素を備えていること。 ③品質が安定し、販売数量が確保されていること。 ④町民をはじめ、観光客等からの支持が得られるものであること。 ⑤販路拡大を図ろうとするのに相応しいもの、又はすでに販売実績があること。
	G 生鮮・生肉	(1) 食肉類（魚肉・豚肉・そのほか獣肉） (2) 魚介類（魚・貝・エビ・カニ・イカ等） (3) その他生鮮食品	
II 木材・工芸品	A 木材	(1) 原材料（杉・ヒノキ等） (2) その他の木材	①商品名又は企画、原材料に湯河原町を表現する要素を備えていること。 ②品質が安定し、販売数量が確保されていること。又は、常時店舗で飲食できるもの。 ③町民をはじめ、観光客等からの支持が得られるものであること。 ④販路拡大を図ろうとするのに相応しいもの、又はすでに販売実績があること。
	B 工芸品	(1) 木工品類 (2) 金属加工品類 (3) 陶芸品類 (4) 革製品類 (5) 染物、織物類 (6) 手芸品類 (7) その他工芸品類	
III その他	A その他	(1) その他	大分類 I 及び II に当てはまらないもので、委員会が特に認定品にふさわしいと認めたもの。